

倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第9号

倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

倉吉市特別医療費助成条例（昭和48年倉吉市条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条、第3条関係） 1～4 略 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者のうち前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の所得（ <u>他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。</u> ）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課せられていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。） 6～8 略 9 精神障害者保健福祉手帳に精神障がい <del>の程度が2級又は3級</del> である者として記載されている者のうち、規則で定めるもの 備考 略	別表（第2条、第3条関係） 1～4 略 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者のうち前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課せられていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。） 6～8 略 9 精神障害者保健福祉手帳に精神障がい <del>の程度が2級</del> である者として記載されている者のうち、規則で定めるもの 備考 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の倉吉市特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 医療費受給者に係る新条例第6条の規定による特別医療費受給資格証の申請、交付その他の手続は、施行日前においても行うことができる。